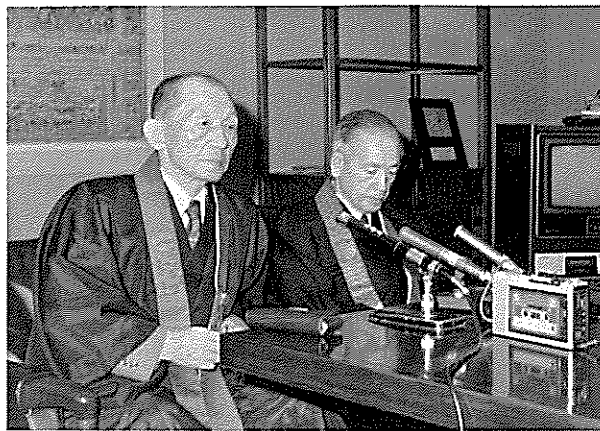


点描

教団問題 〳公議公論を求めて〵
宗憲改正(中)

1980
昭和55年



即決和解を成立させ、正常化路線の道筋をつけた五辻実誠宗務総長(写真左)

教団問題が深刻化する中、差出人不明の怪しげな情報も含め、全国各地で様々な印刷物が発行された。一九八〇年(昭和55)の北海道教区は、正確な情報を発信すべく『緊対だより』を毎月発行しつづけた。

情報の混乱は、この年6月の嶺藤亮宗務総長辞意表明のマスコミ報道が拍車をかけた。

辞意表明に際し、「総長として宗門の世論を代弁して来ただけで、すでに宗門の方針は誰に代わっても不変のものになっている。総長が交代することによって法主側との話し合いを期待したい。また宗政の仕事も人心一新によつて、はつらつとした動きが出てくるだろう」とのコメントを發している。

マスコミは、京都地検が捜査している本願寺財産の不当処分について「法主父子は不起訴の可能性が高い」との報道を行い、これによる引責辞任と書き立てた。

しかし、京都地検はこの報道を全面否定。8月には不動産業者の武内孝麿・岩井忠彦、9月には法主の側近中の側近といわれる武内克麿が逮捕された。また、「本願

寺規則一部変更認証申請書」の差し戻しを求める陳情の一万七千人署名運動は、2万3千人を超える状況となった。

この状況を巻き返そうと、8月のお盆以降、全国の寺院宛に『本願寺』なる印刷物が配布された。これは本願寺離脱を教義や信仰上の相異とすることを訴えたものであるが、内局は9月1日に「公告」をもって『本願寺』と称する印刷物は、宗派と一切無関係であり、本願寺の寺務は本山寺法、本願寺規則に則り、従来通り内局が責任をもって行つており、他に本願寺の寺務を行う機関は存在しないと明言した。

また、9月6日には本願寺総務局長を僭称する者が「今年の御正忌を正常に営むため、話し合いの立場を持ちたい」と文書をもつて申し入れたが、文書は公文書と認められるものではなく、発信者宛に返送された。五辻実誠総長は、本願寺住職との話し合いを無下に拒否するものではないが、話し合いはあくまで宗門正常化のためであり、嶺藤内局が示した宗門正常化の基本的姿勢を受諾することが根本条件となる。本山報恩講は、宗門挙げて厳修されるものであり、妨害さえなければ正常に勤められるのが当然のことである。報恩講を教団問題の処理を曖昧にする手段に利用することは許されな

い。報恩講のみについて話し合うことは現時点ではないとの立場を表明した。

そして10月2日、本願寺の宗派離脱を目的とするいわゆる本願寺離脱申請書が京都府から返却された。申請の受理をめぐって文化庁で検討された結果、宗教法人法で規定されている「公告」について、本願寺規則に定める機関誌『真宗』に掲載がないことが最終的な却下理由である。

その後、状況は一気に展開する。10月5日には、大谷暢道氏(當時)宅である聖護院別邸が自宅捜索を受け、11月4日、五辻総長と法主の代理人として内藤頼博弁護士がそれぞれ個別に記者会見を行い「宗門正常化のための和解のテーブルにつくことに合意した」と公式に発表した。

その内容は、大谷光暢法主から嶺藤内局が求めてきた三事項である①嶺藤内局が行った宗政上の行為はすべて認める。②大谷派と本願寺を一法人として代表役員を宗務総長とする。③別院の代表役員を輪番とする。を承認し事件処理の話し合いに同意する旨が述べられた。

11月22日には、大谷光暢管長による宗務総長等の任命允裁、宗議会等の招集等を経た上で、京都簡裁で即決和解調書に調印がなされた。

(速水 馨)